平成２３年（フ）第１８９号
長崎県諫早市小船越町1174番地１　グリーンフォレストＢ104
債務者　松本千加子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
長崎県大村市植松３丁目152番地11　Ａ－３、前住所長崎県大村市松原１丁目555番地１
債務者　水洗　留男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町７番地16
債務者　高橋　　実
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
北海道室蘭市祝津町１丁目６番13号、前住所北海道室蘭市祝津町２丁目３番３号
債務者　平川　則子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
北海道白老郡白老町本町１丁目13番18―201号　プリモディーネⅠ
債務者　川村　幹雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
北海道室蘭市絵鞆町３丁目12番６―103号、前住所北海道室蘭市山手町２丁目３番25―201号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
北海道伊達市末永町40番地６　スターハイツ２―Ｃ号室、前住所北海道伊達市西浜町81番地14　ウエストハイツＣ号室
債務者　川田　智弥
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
山形県鶴岡市日出１丁目10番22号
債務者　豊田　由希
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第８２号
山形県鶴岡市田川己21番地
債務者　伊藤　達男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１２７号
福島県会津若松市館馬町15番49号
債務者　髙橋　憲司
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2866番地１　コーポ恵102号
債務者　髙田　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２５７号
群馬県邑楽郡大泉町富士３丁目16番11号　コーポナガクラ103号
債務者　相山　正夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６６号
群馬県太田市浜町35番19―103号
債務者　ヒガ　ポルトゥゲス　フェルミナ　メルセデス
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６２３号
神奈川県秦野市北矢名301番地の１　ハイツアゼリアＢ201号
債務者　片山　光男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１０号
神奈川県秦野市下大槻224番地の１―２―506
債務者　藤城千香子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３６号
新潟市江南区砂山１丁目４番38号
債務者　福田　　一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３７号
新潟市江南区砂山１丁目４番38号
債務者　福田　里見
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　新潟地方裁判所民事部